

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 令和2年3月18日(水) 10時01分開会
15時13分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 濱崎國治委員長、牟田学副委員長、竹之内和満委員、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、濱田洋一委員、竹原信一委員、中面幸人委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、濱之上大成委員、山田勝委員、仮屋園一徳委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 6 説明員
- | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|--|--|
| ・市長 | 西平 良将 君 | | | | |
| ・副市長 | 春原 善幸 君 | | | | |
| ・教育総務課 | | | | | |
| 課長 | 山元 正彦 君 | 課長補佐 | 牛濱 睦郎 君 | | |
| ・財政課 | | | | | |
| 課長 | 小菌 達哉 君 | 課長補佐 | 大田 省吾 君 | | |
| 係長 | 丸塚 明子 君 | 係長 | 松下 直樹 君 | | |
| ・総務課 | | ・企画調整課 | | | |
| 課長 | 松崎 裕介 君 | 課長 | 山下 友治 君 | | |
| ・介護長寿課 | | ・福祉課 | | | |
| 課長 | 中野 貴文 君 | 課長 | 川畑 幸博 君 | | |
| ・農政課 | | ・水産林務課 | | | |
| 課長 | 園田 豊 君 | 課長 | 佐潟 進 君 | | |
| ・商工観光課 | | | | | |
| 課長 | 堂之下浩子 君 | | | | |
- 7 傍 聴 者 5名
- 8 会議に付した事件
- ・議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算
 - ・議案第31号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第32号 令和2年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
 - ・議案第33号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計予算
 - ・議案第34号 令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
 - ・議案第35号 令和2年度阿久根市水道事業会計
- 9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

ただいまから、予算委員会を開会します。

昨日に引き続き、審査を継続いたします。

ここでお諮りいたします。

本委員会の傍聴について、市民から傍聴の希望があった場合は、これを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、傍聴は許可することにいたします。

なお、16日の審査において、農政課から、また、昨日の水道課から、それぞれ資料の提出があり、各委員に配付いたしましたので、御確認をお願いします。

ここで、昨日の審査において、教育総務課から、発言の訂正の申し出がありますので、この際、許可いたします

(教育総務課入室)

山元教育総務課長

お許しをいただきまして、昨日の委員会におきまして白石委員からございました、学校規模適正化協議会からの提言に関するお尋ねに対する答弁につきまして、訂正させていただきます。

委員からの、議会中に出すことは難しいかとお尋ねに対しまして、提言がなされ次第議会の皆様にお示しできればと考えておりますとお答えさせていただきましたけれども、教育委員会といたしましては、この学校規模適正化協議会からの提言を踏まえ慎重に検討し、教育委員会としての基本方針を策定することとしておりますことから、その後、議会及び市民の皆様にごこの基本方針をお示ししたいと考えております。お詫びして訂正させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

濱崎國治委員長

質疑を受けていいですか。

〔発言する者あり〕

白石純一委員

市の方針を示されると、提言は示されない。市の方針と提言を同時にじゃなくて、市の方針だけが示されるということですか。

山元教育総務課長

教育委員会といたしましては、あくまで提言を踏まえて、市として検討した上で定めます基本方針をお示しするという事で議会の皆様にも御理解いただいてまいりたいというふうを考えているところでございます。

濱崎國治委員長

それでは、教育総務課に対する質疑を一時中止いたします。

(教育総務課退室、財政課入室)

○議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

それでは、議案第30号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小菌財政課長

議案第30号中、財政課の所管する事項について説明します。

はじめに、予算書の42ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。第2款総務費1項5目財政管理費の187万2千円は、財政運営等に関する事務費であります。前年度より271万6千円の減であり、12節委託料の財務諸表連結等支援業務費について、前年度の執行額を踏まえて、計上してあります。

次に、43ページになりますが、7目財産管理費の2億7,367万8千円のうち、財政課所管分は、総務課所管の公用車関係の経費を除く2億4,532万1千円となり、前年度に比べ、1億7,955万6千円の増額であります。このうち、12節委託料は、前年度に、公共施設等総合管理計画策定等支援業務費を計上していたことから、前年度より1,500万円余りの減額となったものであります。また、14節工事請負費は、前年度より1億9,400万円余りの増額となっておりますが、前年度に計上した阿久根大島行渡船場建物の曳家移転工事の約3,400万円余りが減額となり、また、旧国民宿舎施設及び旧老人福祉センター施設の解体工事に約2億2,900万円余りを計上したことによるものであります。また、44ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の財政課所管分は電子入札システム共同利用負担金であり、24節積立金では、説明欄記載の各基金の運用利子の積立てなどを計上しております。

次に、142ページになりますが、第12款公債費1項1目元金の9億3,768万8千円は、市債の元金の償還額であり、前年度より4,017万5千円の減となっております。また、2目利子の5,043万円のうち、財政課所管分は、市債の償還金利子4,994万7千円であり、前年度より1,622万7千円の減となっております。

次に、143ページの第14款予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上いたしております。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明申し上げます。

16ページにお戻りください。財政課所管に係る各種交付金等については、これまでの実績や国が示した地方財政の見通し等を踏まえて計上いたしております。

はじめに、第2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は、道路の延長及び面積に応じて配分されるもので、国の見込み減を踏まえ、前年度より100万円減額の3,100万円を計上し、2項1目自動車重量譲与税は、自動車重量税収入額の3分の1が市町村に交付され、道路の延長及び面積に応じ配分されるもので、国の自動車重量税の見込み減により、前年度より900万円減の8,100万円を計上いたしました。17ページの、第7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は、消費税率の引上げを踏まえ、4千万円増の3億8千万円を計上し、次の第8款自動車税環境性能割交付金1項1目自動車税環境性能割交付金は、消費税率の引上げに合わせ、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されたことに伴う県からの交付金であり400万円を計上し、次の第9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金は、主に住宅借入金等特別控除による減収補てんのための交付金であり、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

次に、18ページの第10款地方交付税1項1目地方交付税は、国が示した地方財政の見通しにおいて、2.5%の増となっていることや前年度の決定額等を踏まえ、普通交付税においては、約1.8%増の34億円と推計し、特別交付税は、前年度と同額の5億円を見込み、合わせて地方交付税全体では、1.6%、6千万円増の39億円を計上いたしております。

次に、29ページになりますが、第16款財産収入1項1目財産貸付収入の1,616万5千円のうち、財政課所管分は、説明欄記載の土地の貸付料のうち779万8千円であり、株式会社大林ソーラーパワーなど36者に対する55件、7万7千平方メートル余りの普通財産の貸し付けによるものであります。次の2目利子及び配当金の1,200万8千円のうち、財政課所管分は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金、市民交流施設整備基金の基金利子や、株式会社南日本放送などの株式配当金が主なものであります。次に、2項1目不動産売払収入の580万円のうち、財政課所管分は、普通財産の売払い収入になりますが、当初予算においては見込みが不確定なため、1万円として計上しております。

次に、30ページの第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の4億8,527万6千円は、前

年度より2,084万6千円の減であり、一般財源の不足分を繰り入れるものであります。また、4目市有施設整備基金繰入金の1億2,120万円は、前年度より1億2,900万円の減であり、前年度の原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を財源とする分の繰入れが、前年度の9,010万円から皆減となったことによるものであります。

次の31ページの12目市民交流施設整備基金繰入金の138万5千円は、前年度より61万4千円の増であり、風テラスあくねの整備財源として発行した市債の償還財源に充てるため、繰り入れるものであります。次に、第19款繰越金1項1目繰越金は、前年度と同額の5千万円を計上いたしております。

次に、32ページになりますが、第20款諸収入5項4目雑入の1億1,755万6千円のうち、財政課所管分は、34ページの説明欄の上から4行目の市町村振興宝くじの収益金を原資として交付される県市町村振興協会市町村交付金が主なものであります。

最後に、35ページになりますが、第21款市債1項1目総務債のうち、旧国民宿舎施設及び旧老人福祉センター施設の解体工事に充てる財源として2億620万円を、36ページの15目臨時財政対策債は、国が示した地方財政の見通しや地方債計画を踏まえて、前年度より2千万円減の2億1千万円を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

濱崎國治委員長

財政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

43ページ、2款1項7目14節の旧国民宿舎施設解体についてですが、この予算額は見積もりでしょうかそれとも設計されたのでしょうか。

小園財政課長

設計額でございます。

仮屋園一徳委員

この入札について、今からですのでどうこう言いませんけど、市内業者で出来るのかどうか、出来るとしたら市内業者でできればしてほしいなという要望して終わります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

43ページ、2款1項7目12節の登記事務、委託料の登記事務ですが、これは今年度ですね、佐潟ゴルフ場計画跡地の登記を進めるということで、200万円の予算がとられてましたが、消費額がゼロ円。司法書士で受けてくれるというところがなかったということなんですが、同じ登記、対象の登記を考えていらっしゃるんですか。

小園財政課長

お答えいたします。令和2年度以降に関しましても、ゴルフ場用地計画用地内の土地の集積は進めていくこととしておりまして、それに対します委託料ということで今回、計上させていただいているところでございます。令和元年度でも一部ですね、仮登記の抹消というのを進めさせていただきましたが、令和2年度も引き続きこの仮登記の抹消、後はですね、地名義の土地の集積を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

白石純一委員

仮登記の抹消は、司法書士を使わずに職員でやられたということですか。

小園財政課長

お答えいたします。委託できる部分はなるべく委託をしたいというふうに考えております。あくまでも令和元年度につきましては、受けていただける方がいらっしゃらなかったということでございますので、令和2年度も委託をするというふうな形で考えているところでございます。以上でございます。

白石純一委員

受けていただける司法書士さんがおられなかったということは、非常に難しい物件なのか、あるいは対価とかですね、労力が見合わないというような判断だったのか、その辺はどうなんでしょうか。

小園財政課長

お答えいたします。令和元年度におきましても、3者見積もりを行いました、辞退をされたというふうな形でございます。令和2年度につきましては、設計等見直しをしながら、どの程度受けていただけるかも考慮しながらですね、委託のほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

白石純一委員

同じ款項目で14節の工事請負費、これは何月ぐらいからの解体を目標にするんですか。

小園財政課長

白石議員にお答えいたします。今回の解体経費につきましては、今回2億円を超えているということでございますので、おそらく議会の議決が必要になるということで、おそらく6月議会、早くも6月議会の議決を経た上で、契約をしなければならないというふうな形になると思いますので、それ以降の対応になるというふうに思っているところでございます。以上でございます。

白石純一委員

次の項目なんですけれども、143ページ、14款1項1目の予備費、1,500万円。今年度も同じ額が計上されておりましたが、今年度、コロナ対策等で緊急的な出費も必要になっているのかなと思いますが、その辺りはこちらでも手当されているんでしょうか。コロナ対策、あるいはそれ以外にも予備費で、今年度消費されている部分があれば教えてください。

小園財政課長

白石議員にお答えいたします。予備費につきましては、当初予算にあらかじめ一定額を計上させていただきまして、必要に応じて、予算外または予算超過の支出に充てることが認められているものでございます。今年度、昨年度と同様に1,500万円ということで、計上させていただいておりますが、令和元年度におきましては、今日時点になります、438万円を充当しております。その内訳といたしまして、平成19年度の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金により、取得した財産の処分にかかる国庫の納付金相当額の納付ということで、176万9千円。それと、阿久根大島バンガロー屋根の復旧経費といたしまして、89万5千円。それと、今回の学校休校に伴う児童クラブの運営経費ということで、171万6千円計上しております。以上でございます。

白石純一委員

すいません、最初の財産取得は詳しく教えてもらってよろしいですか。

小園財政課長

これは、企画調整課の案件でございましたが、平成19年度の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金により、取得した財産の処分にかかる国庫納付金相当額の納付でございます。

白石純一委員

具体的な内容は分からないですか。

小園財政課長

これはおそらく全員協議会の中でも、企画調整課長から説明があったかと思っておりますけれども、阿久根駅のブルートレインの処分の分だというふうに聞いているところでございます。以上でございます。

[白石純一委員「はい、了解です」と呼ぶ]

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

質疑なしと認めます。
なければ財政課所管の事項について審査を一時中止いたします。
(財政課退室)

濱崎國治委員長

各課の質疑が終わりました。

議案第30号から議案第35号までの6件を一括議題とし、総括して質疑を行います。昨日、通告がありました事項については配付してあります一覧表のとおりでありますので、通告をされた委員は御確認をお願いいたします。

このほかに、何かありませんか。

白石純一委員

43ページの2款1項7目14節、旧国民宿舎施設解体。

[発言する者あり]

入ってる。ごめんなさい。

もう1つ、すみません。昨日はちょっと失念していたんですけれども、71ページの3款2項4目13節、12節と13節両方なんですけれども、児童クラブについて、第1、第2児童クラブのトイレの状況をお伺いしたいと思います。

濱崎國治委員長

それでは追加として、今、白石委員からありました3款2項4目の委託料と使用料賃借料の児童クラブ関係のトイレの関係ということでよろしいですか。

白石純一委員

はい。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、通告のあった事項について、総括して質疑を行います。
市長の出席があるまで暫時休憩いたします。

(休憩 10:27～13:00)

(執行部入室)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、市長に出席いただきました。

はじめに白石純一委員から、・3款1項3目、「食」の自立支援事業に関して日曜日等の配食停止について、・6款1項3目、強い農業づくり交付金事業に関して海外への輸出について、・6款1項4目、「食のまち阿久根」魅力発信事業に関して市外へのチケット販売及び誘客について、・6款2項2目、有害鳥獣捕獲謝金に関して既存施設の活用は考えられないか、・2款1項7目、旧国民宿舎施設解体に関して解体後の土地利用について、・3款2項4目、放課後児童健全育成事業に関して児童館のトイレについて、順次質疑をお願いします。

白石純一委員

まず、3款1項3目、予算書は65ページ、老人福祉費の「食」の自立支援事業ですが、高齢者の方にお弁当を届けるという事業です。来年度から日曜日、そして年末年始、お盆休みを、休みにされるということですが、年末年始はある程度やむを得ないにしてもですね、日曜日は何とか食を届けていただきたいとの観点から質問します。今年度受託されている2事業者様のうち、1社は委員会の審議によりますと、新年度の配食数を増やしてほしいとの要

望を出されましたが、それが実現せず、撤退したいということのようです。全体配食数はいただいた数値からは、一昨年になりますでしょうか、1日平均約130食程度と推察、計算上しましたが、そのうち今回配食数の増を希望された事業者は1日当たり何食を担当されていて、何食ぐらいの増を希望されたのか。

中野介護長寿課長

お答えいたします。辞退をされた事業所におかれましては、1日約、現在が30食程度を配食をされていらっしゃると思いますが、希望された配食数はその倍の60食でございます。

白石純一委員

1日約130食の前提では100食近くがもう1社の事業所が配食されているということになりますが、これほど大きな差がある理由はなんですか。

中野介護長寿課長

平成27年に1社が加わったわけなんですけども、そのときに大川、西目地区の地域で分けてのそこを担当していただけないかというようなことで割り振られたところでございます。現在、地域を分けまして大川地区、西目地区は1社、それ以外が1社ということでございます。大川、西目地区についてはその程度の配食数であったということでございます。

白石純一委員

今、大川、西目地区だと30食程度ということと理解しますが、当然、配食数の増を希望されたということは、それ以外の地、市の南に向かう途中でほかにも配れるところはあると思うんですが、その辺りを希望されたのかなと推察しますが、市がその増を受け入れられない理由はなんですか。

中野介護長寿課長

令和元年度にプロポーザル選定委員会を設けまして、受託業者の選定を行いました。その時点で2社から応募がありまして、事前に公表されました評価基準によって順位付けを行ったところでございます。それによりまして、優先交渉権者が評価点の第1位の事業者でございました。第1位の事業者につきましては、現在の配食地域を希望されていたということございまして、そちらの希望を優先して交渉したあと、それからもう1社の希望ということになったわけなんですけども、審査の結果的には現状維持の事業形態をやるということでしたので、第2位になられた事業者の部分についての配食の増はかなわなかったということでございます。

白石純一委員

現状維持を希望されたというのはもう1社だということですか。

中野介護長寿課長

現所維持というのは、現在の地区割りを現状維持を希望されたというようなところでございます。ですので、大川、西目地区とそれ以外の地域というようなことでの地区割りになったということでございます。

白石純一委員

配食数の増を希望されて、地区は変わらずというのは普通、どう考えても合理的ではないと思うんですけど、私の理解が間違ってますか。新たな地区を希望されなければ配食数は当然増えないと思うんですけど、違いますか。

中野介護長寿課長

選定委員会の結論の中で決まったわけなんですけれども、配食数の増という点につきましては、どちらとも希望の配達地域を重ねて申請をされたわけなんです。その中で、辞退をされた事業者におかれましては、大川、西目地区に加えて市街地も含めた南地区を希望されたわけなんですけれども、その重なる部分に関しましては、もう1社の優先交渉権者の事業者のほうもそこを希望されていたというようなことになりまして、優先交渉権者が現在の地区割りを希望されたということでしたので、そこを優先して結論に至ったということでございます。

白石純一委員

私は何よりも利用者の観点からですね、やはり日曜日は配達、配食をいただきたいという声も私は耳に入ってきております。事業者様から日曜、年末年始、お盆の時期の休みを要請された、希望されたということですが、これは2業者から要望はなされたんですか。

中野介護長寿課長

現事業者のほうからも、今後の事業運営に当たりまして、大きな支障があるだろうかというようなことを聞き取りをいたしました。その点、2社からもそのような事情があるというようなことをお聞きしたところですよ。特に人員等の配置につきましても、やはり定期的な休みがあれば一番助かるというような声も聞いたところでございます。

白石純一委員

配食数を希望されて、それがかなわず今回徹底される事業者様にヒアリングをしてみたんですか、配食集が増えれば日曜日の配食もコスト的に可能になるんじゃないかという意向もお持ちのように私は伺いましたけど、その辺りはお話し合い、あるいは把握はされておられませんか。

中野介護長寿課長

委託料が現在945円という設定がなされております。この部分については、令和元年度にプロポーザル選定委員において10月の消費税引き上げに伴いまして、945円の設定をしたわけですけれども、その部分につきまして、1食当たりの単価が決まっております。そうしますと言われる通り配食数が多くなればそれなりのスケールメリットというものもあるかと思うんですけども、その部分につきましては、それ以上の要望も出されていたところのございまして、単価のそれ以上の要望もなされていたところのございまして、現状では945円の、委員会の中でもこれ以上の費用負担、費用増大は避けるべきではないかというふうなことで、945円で価格設定がなされた。その中でプロポーザルを受けて申請をさせていただいて、その中でプロポーザルを受けて、どちらが優良事業者になるかという採点付けをしたわけですので、その点について事業者からはもっともっと上げていただきたいということでしたけれども、選定委員会の中ではこれ以上の費用は無理だという結論に至ったところのございまして、ですから、その費用単価の中でどのようにしていかれるかはまた事業者のほうで考えないといけないものだというふうにございまして考えております。

白石純一委員

私の質問は、来年度撤退されようと思われた事業者さんは、日曜日もし数が増えれば配食できるという理解は、私の理解ではお持ちのようだったんですが、それは話し合いとか、把握はされてないですかという質問ですが、それにお答えをいただけてないと思いますけど。

中野介護長寿課長

申し訳ありません。日曜日が仮にあればというような話はヒアリングがしておりません。ただ、プロポーザル選定委員会の中で日曜日は休止にするという募集要項を策定した中で、このプロポーザルを応募をいただいたわけのございまして、そのような話はいたしておりません。

白石純一委員

日曜日休止にするというのは市が決めたということですよ。現在、日曜日を休みとしている自治体が19市中8自治体ということですが、具体的にはどの市か分かりますか。

中野介護長寿課長

鹿屋市、それから日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島市、中には市内の一部地域において休止をしているということも含まれております。

白石純一委員

比較的ですね、阿久根市より規模の大きい市じゃないかと思うんですけども、ほとんどそうじゃないかなと思うんですが、やはりそれだけ阿久根は人口も少ない過疎地。買い物に行くにも近くにはないということでございましてこうした配食事業も必要だと。特に日曜日等も必要だと

思うのですが、日曜日休むことに対して利用者からヒアリングはされましたか。

中野介護長寿課長

プロポーザル選定委員会の中には利用者の代表の御家族の方も入っていただきまして、その中で意見等も聴取したところでございます。また、今回の令和2年度からの事業内容の変更につきまして、チラシを利用者の皆さんに直送をしたわけですが、その中から、現在、2件の問い合わせがあったところでございます。1件につきましては事業背景等もお話した中で御理解をいただいたところでございます。また、もう1件につきましてはケアマネージャーさんとの相談によって紹介いたしましたお弁当屋さんからの配達ができるというようなこともありまして、ご飯等は自分で炊けるというようなこともございまして、今、これがなくてはどうしても困るというような状況に至っていらっしゃる方はいらっしゃらないところでございます。

白石純一委員

代表の御家族というのは何家族の方がそのプロポーザル委員会に入られてるんですか。

中野介護長寿課長

2名でございます。

白石純一委員

2家族の代表の方、そして2件問い合わせがあった。4件の意向は聞いたということですが、けれども、はやった歌でサイレントマジョリティーという歌もありましたけれども、ものを言わぬ市民こそが本当の市民の声を持っているということも言われます。この辺りですね、市が弱者のための事業ですので丁寧に、まずは利用者様、そして事業者様、広く市民に理解が得られるように、もう少し丁寧に進めていただけないかなと思ったところですが、市長、最後に御所感をいただきたいと思います。

西平市長

お答えをいたします。先ほど来、「食」の自立支援事業についての御質問でございますけれども、プロポーザル選定委員会のほうを設置しまして、そちらのほうでこの要項等も定めてプロポーザルを行ったところでございました。折からの人手不足、そしてまた、衛生安全上の問題、こういった点をやはり心配されてる状況もある中で、もしここがおろそかになるようであれば、仮に、万が一、食中毒あるいはそれに付随するような事態が発生すると本末転倒ということも心配するところでございました。おっしゃるように、弱者の方々への事業ということはこれは否定をいたしません。そのような状況だと思っております。そういった方々が、そういったこちら側の瑕疵で健康被害を被ると、そういったことになっては市としても目も当てられない状況でありますので、まずは安全の確保というものも大事だということで考えたところでございます。また、近年の人手不足というところが当然、事業者の中でもあるということもありまして、なかなか厳しい状況があるということで、本来、この事業をどうするかということも開始に当たっては考えたところです。ですけれども、地域で事業を展開していただくのが地元にとってもいいということから事業の実施を決定したところでもございました。お尋ねの日曜日の事業の実施ということについては、先ほど担当課長も答弁申し上げましたとおり、これまでの経緯を踏まえて決定をされたものでございます。一つ一つ積み上げてまいりました議論というのがあっての誠意になっておりますので、こういったものを白紙に戻り兼ねないということは、私としましてもその議論の状況を尊重した中で事業を展開していきたいという考えであります。また、説明が若干不足するのではないかとということにつきましては、多くの意見をもっと深く聞くような体制をとりまして、そういった方々からのニーズになるべく応えられるように、何ができるか考えていきたいと思っております。

白石純一委員

この点最後に、今市長が最後におっしゃったようにですね、広くやっぱり意見を聞くことは聞きたいということですので、もし今後、その利用者からですね、どうしても日曜日やっ

てほしいというような声が大ききようであれば、やはり再考もしなきゃいけない部分もあるんじゃないかと思しますので、その点よろしくをお願いします。

続きまして、84ページ、6款1項3目18節、強い農業交付金事業、これは市も出資する食肉流通センター、スターゼンさんがテナントとして入られてる施設ですが、ここに食肉流通センターが2年の歳月をかけて18億9,210万円の拡張工事をすると。実は内容をまず伺おうと思っておりましたが、資料をいただいておりますので、そのことを私の口から簡単に申し上げますけれども、2年で合計18億9,200万円余り。そのうち1年目が約半分強、9億9,390万、2年目が8億9,820万の工事を計画されていて、この1期目、初年度のうちの3分の1、3億3,130万円を国の補助金で、強い農業交付金事業で賄うという内容です。今もこの食肉流通センターは海外輸出をされているようですが、その結果、海外市場で今以上に売れるめどが立ったということになりますでしょうか。

西平市長

白石議員にお答えいたします。ただいま事業については議員のほうからも説明があったので、そのことの答弁については省略させていただきます。これまで阿久根食肉流通センター、並びにスターゼンミートプロセッサー株式会社阿久根工場におきましては、平成22年にマカオ向け輸出取扱施設として認定を受けて以来、アジア各国、アメリカ、カナダ、こういった国への輸出を拡大し、さらに平成26年からはEUの衛生管理基準など、大変厳しい審査を経て厚生労働省の認定を受け、輸出をスタートしてきております。これは世界各国で輸出事業を拡大してきているということの裏付けでございます。そして、昨年台湾への輸出が再開するということ、また、将来的には中国市場への進出を見据えて、現在事業を展開しているところであります。また現在、新型コロナウイルスの影響によりまして、一部取引が停滞している国もあるという情報であります。しかし、これは将来的には終息することを見込んでいるということであり、今回の事業を実施することで海外輸出事業がさらに拡大され、本市の畜産振興、雇用など波及効果にも大いに期待するということから皆様の御理解をお願いしたいと思うところでございます。

白石純一委員

第2期工事は令和3年度予定ですが、令和3年度もその事業費、8億9,820万のうちの3分の1を補助金申請されるお考えでしょうか。

西平市長

現在、その方向で対応を考えているところです。

白石純一委員

では、19億近くの全体事業費の中で、今回対象3億3千万、次年度も3億近い補助金を申請されるということですが、特にその3分の1というのは全体の3分の1ということで、特定の施設に対しての補助金ということではないわけですね。

西平市長

そのようなことでございます。

白石純一委員

そうしますと18億、約19億のうちの3分の1が2年にかけて補助金を申請して賄われる。

ということは、残りの12億ほどですか、はどのような資金調達を考えてられるのでしょうか。

園田農政課長

残りの資金につきましては自社の資金で実施する予定でおります。

白石純一委員

融資等なく自社の資金でということですか。

園田農政課長

融資も含めて流通センターのほうで対応することになっております。

白石純一委員

その融資も初年度は当然銀行と話はされてると思うんですけども、多分2年目もですね。

その辺りは把握はされていないですか。

西平市長

例年ですね、この時期に次年度の資金繰計画表というものを我々把握して、副市長と取締役会に臨んでおります。その中で長期的な借入れ、そしてまたつなぎ的な借入れ、こういったものも含めての借入れを予定しておりますが、今期は上期の間におおむね5億8千万ほどを借入れるような形にもなっております。また、2月にも補助金の入金返済等々でまた一部借入れを行うことになっておりますが、やはりかなりの額の借入れを行うということが状況とあるようでございます。だからこの借入れが全てそちらのほうの投資になるということではなく、全体の中での借入れとしてそういう借入れを予定しているというところでございます。

白石純一委員

市長の説明にもありましたが、輸出の先行きも決して明るいものではない、いつまでコロナウイルスの影響が続くか分からないわけですが、そうした中で、このような状況でですね、着工にはしばらく海外市場の行方を静観するという選択肢もあるかと思うんですが、この会社には市が49%ですか、何%ですか。筆頭株主だと理解しておるんですが、かなりの大株主でありますので、市としても市に与える影響もあるかと思うんですが、こうした海外マーケット、不透明な状況で静観したほうが良いという選択肢は食肉通センターとしては考えてられないんでしょうか。あるいは株主としてその辺りはどうお感じでしょうか。

西平市長

まずは出資状況についてお話ししますが、市が全体の44.7%、スターゼンが46.7%、JAが6.3%、スターゼンミートグループが2.3%ということで、スターゼンとスターゼンミートグループ合わせて49%でございます。阿久根市とJAと合わせて51%、そういったことから第三セクターの運営としてはスターゼン以外のほうが株は持っているという状況になっているということでございます。ただ、筆頭株主は先ほど申し上げましたように、スターゼンということになります。46.7%持っているということですね。それで今回の海外の進出に関するお尋ねでございます。この施設の拡張については、この間、6年ほどこのことに準備を進めてまいったところですよ。周辺の建物の取得、土地の取得ですね。それと現在、食肉衛生検査所がございまして、こちらは県の施設でございますけれども、こちらの移転等々含めてこれまで交渉を行ってまいりました。ようやく形になって工事が始まったのがここ最近でございます。ただ、これについては先ほど申し上げましたように海外向けへの輸出を拡張してこうと、そういったところから取り組んできたところでございます。議員お尋ねの今般のコロナウイルスの影響でどのように考えるかということでございますが、このことについては、先日の取締役会でも大きな懸念を持っているという話があったところでもあります。ただ、この状況がいつまでも続くということに軸足を置いても難しいだろうということから、この状況が好転する際にすばやく次の状況に打って出られるように、今のうちに施設の整備を整えて、次の展開を準備しておきたいというのが意向でございます。そういったことから、今回の工場の拡張については継続して行うということで決定をしているところでございます。

白石純一委員

私もですね、阿久根食肉流通センターから海外に肉が輸出されるということは歓迎したいと思いますが、コロナウイルスの状況がなければですね、市長のおっしゃるとおりどんどん進めるべきかと思いますが、こうしたコロナウイルスの状況が一定程度めどがつくまでやはり着工は見合わせるという選択肢もあるかと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

西平市長

お答えいたします。先ほど申し上げましたように、この事業については補助金の活用を行っております。これについては時期を逸するとなかなか次の状況が不透明ということもあり、社内で検討した際にこのことを進めていくという決定がなされております。また、この施設についてはもちろん海外輸出をもくろんだ施設ではございますけれども、それ以外にも国内

の中でも有数となる施設としてその条件を整備するために必要な工事の改修ということにもなっておりまして。そういったことから、側面的にはもちろん輸出も踏まえた効果ということも期待できますが、スターゼン全体の中での、特に西日本の中心となる阿久根工場という位置付けになっておりますので、そこのより価値観というか、工場としての性能を高めていくということでの意味合いもあるものと考えているところでございます。

白石純一委員

私が伺っているのは、海外向けだということですね、海外のマーケットが不透明なのであれば、マーケットをその注視して、よく見てですね、着工するタイミングというのは十分に慎重にしなければいけないのではないかと御提言をさせていただいて、次の質問に移ります。

86ページ、6款1項4目、「食のまち阿久根」魅力発信事業に関して、これはまあ、いわゆる華のバーベキューでございますが、私は3年前ですね、このバーベキューの会場で数十年ぶりに熊本市内に住む友人と偶然会ってびっくりした記憶があります。彼はお子様連れで熊本の以南にはなかなかこれほどのゴーカート場はないということ、そして、バーベキューでおいしい肉が食べれそうだとということで、おれんじ鉄道を乗り継いで初めて阿久根に来たということでした。もっともバーベキューセットは前売り以外で買えないということは知らずに、がっかりされておられました。このように、熊本県からも十分に来場を期待できると思いますが、今年度のチケット販売に占める熊本県での購入実績割合は全体の約1%にとどまっています。まだまだ熊本県はじめ、市外のお客様の割合を上げる余地は十分にあると考えますが、来年度の市外参加者目標は先の質疑で、今年度の31%を上回ればよいという市長の御答弁でした。市長は施政方針演説でも観光に力を入れる。あるいは行ってみたいまちという発言もされておりますので、市民にこの食のイベントを通じ、阿久根の食の発信をする役割はもう十分に果たされているのではないのでしょうか。夜は花火もあります。花火と合わせ市外の多くのお客様にこのイベント発信して来ていただき、お金を落とさせていただく。観光でよそから来られた方のほうが市民より確実にお金は消費されるはずで。そうやって外貨を稼ぐべきだと思うんですね。市長は今も新年度の目標は今年度の市外販売シェア31%をクリアすればよしとするというお考えでしょうか。私は市外の方々にも年々認知度が高まっており、コロナウイルスなどの例外的な要因を除けばですね、前年の割合、つまり今年度の割合を上回るのは当然だと思いますが、市外の販売目標を40%、もしくは31%から大幅に上げるお考えはないのでしょうか。

西平市長

お答えいたします。この「食のまち阿久根」魅力発信事業についての御質問でございます。市外の販売及び誘客につきましては、昨年度、議員のほうから30%の集客を目指すように御意見もいただいたところであります。なお、職員においては各種宣伝活動も講じながら懸命に取り組んできたものと考えております。また、大型台風19号の接近による開催が大変危ぶまれるという中で、一時的にチケット販売の停滞する状況という状況もございましたが、結果、前年度の25%を上回る30%の集客につながり、市外の多くのお客様に本市の豊富な食の魅力を発信できたところと考えるところであります。また、それと同時に多くの市民の皆様にも御来場いただき、笑顔を交わしながら、食事、ステージイベント、こういったものを御堪能いただいたことは、このイベントの大きな目的の1つを達成できたところと考えるところであります。この本市の魅力ある食を市外へ向けて広く発信するために、このイベントにより多くの市外の方々を集客することも重要と考えております。しかし、また同時に地域経済発展による活性化、そしてまた市民の皆様が集っての笑顔あふれる交流、こういったこともこのイベントに込めた狙いや思いを御理解いただければと考えているところであります。なお、今回予定しております第5回目の開催につきましても、より充実したものとなりますよう、また、来年度の市外来場者数としましては、今年度の3割を上回るように、市外・県外へのPR活動に努めながら準備を進めていきたいと考えているところでございます。

白石純一委員

ぜひ大幅に市外の方のお客さんの割合が増えるようにですね、特に、私は熊本県の県南の方々への周知の余地はあると思いますので、その辺りもよろしくお願いいたします。

次に、94ページ、6款2項2目林業振興費、有害鳥獣捕獲金に関してですね、先の施政方針演説で、市長が市として行う新たな解体処理施設の整備を検討する意向を示されましたが、阿久根は国のジビエ活用のモデルともなり、国会議員も大変多く視察に来られたいかくらという立派な施設。市の取組自体もですね、モデルとして評価された経緯がございます。こういったことを前提に再度伺いますが、本当に市として新たな解体施設の整備、検討が必要だと今もお考えですか。

西平市長

林業振興費の中の補助金の有害鳥獣捕獲謝金に関しましてお答えさせていただきます。市として行う新たな解体処理施設の整備を検討するということについてであります。既存の解体処理施設を活用した方策は考えられないかということでもあります。既存の解体処理施設は民間の一般社団法人が所有する施設であることは御案内のとおりでございます。この一般社団法人が所有します施設につきましては、平成25年に民間有志で建設されたものであります。過去の運営を巡っては、現在この一般社団法人を相手にその会員等が裁判で係争中でありまして、捕獲意欲の減退などから依然として有害鳥獣による農作物の被害も発生しているところであります。私が施政方針で申し上げたのは、仮にこの状態が長く続けば、何よりも困るのは有害鳥獣により被害を被っている農家の方々でありますので、今後は民間の解体処理施設に頼るのではなく、市が直接整備し、運営することが結果的に農家の方々を救うことになるのではないかというふうに考えたというところでございます。

白石純一委員

市がある程度関与していくというのは悪いことではないと思いますが、国に先ほども言いましたような、市が国のモデル事業になった、国会議員も大勢見えられていた。いかくらも大変高い評価を得られていた。もちろん民間です。さらに阿久根市が国に補助金を申請できるとは私は常識的には難しいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

園田農政課長

この国の補助金につきましては、これまで何度か国の方にお尋ねしたところであります。要望があるということであればまた御相談くださいということで話を伺っております。今後、具体化していくことになりますと、またその話をさせていただきたいというふうに思っております。

白石純一委員

要望があればお問い合わせください、それは当然国の方はそういうふうにおっしゃいますよね。ただし、先ほど言いましたような経緯の中で不正もあったわけですから、阿久根として国にそういう補助金を新たな設備、施設建設の補助金を申請できるというのは、私はあまり現実的ではないのかなと思います。ただその前に市としてはできることがあるんじゃないかと。先ほども話にありました第三セクターの食肉流通センターが19億円を投じるのであればですね、その一部でも、ほんのわずかでも、例えばいかくらの借り受けなどに回して、この食肉流通センター、そしてスターゼンさんのお力もお借りしてですね、鳥獣駆除からこの既存の施設という既にある資源を使ってジビエ活用の一連の流れを再構築することが時間的にも早いし、より重要ではないかと考えますが、いかががお考えでしょうか。

西平市長

お答えいたします。先日の質問の中でもございました、いわゆるスターゼンのほうと協力してできないかということがございましたので、実際、私のほうもスターゼンの方とお話をいたしました。そこでいただいた御意見としてはなかなか難しいということでした。理由としましては、こういったものを解体するにあたり、既存の施設とは全く違うものを造らないといけないと。そしてまた、仮に今あるところを使ってそこをスターゼンが行うにしても、

当然、そこに入入りした職員が新たにまた帰ってきて今の工場に入って来るということは、衛生上大変厳しいものがあるという認識がありますので、そこを踏まえても現在のスターゼンの体制ではジビエの活用については厳しい状況があるということでの御返答をいただいたところです。

白石純一委員

現在のスターゼンにやってくださいという、そのまますぐにやってくださいということは私も言ってないはずですよ。お力をお借りして、例えば先日も申しあげました別会社を造るなり、スターゼンや食肉流通センター、あるいは阿久根市が出資して別会社、子会社等を造ってやることで、全く食肉流通センター、スターゼンに入入りしなくても既存の施設を使えばできるわけですから、方法論は幾らでもあると思うんですが、その姿勢をですね、今すぐできるかできないかではなくて、そうした方向性を検討する価値は十分にあるんじゃないかという提言なんですけど、いかがですか。

西平市長

民間の法人と市が出資して施設の建設、いわゆる三セクというようなお話でございますが、このことの形態については、現時点では考えていないところであります。

白石純一委員

実際に食肉流通センターはこれで成功しているわけですよ。ですから海外にも輸出ができるわけですから。十分に工夫をすれば可能なことだと思うので、ぜひ検討のほうをお願いします。

続いて、43ページ、2款1項7目財産管理費14節。旧国民宿舎施設、旧老人福祉センター解体に際してはですね、HKRとの連携協定で、両施設跡地にどのような施設が提案されるのか、解体是非の判断材料にもなるものとして、この予算審議においてお示しいただけないか、再三お願いしましたが、出来ない。議会最終日までには御開示いただけないということでした。当初は、11月にお示しされると市民に市長もお約束されていた期限が、3月に延ばされると、私は3月議会にはお示しいただけるのだらうなと思っておりましたが、3月中というふうに言われ、その後、予算委員会の審議までには示すべきではないですかとのお願いにも、議会最終日に示すということで、実質的にこの議会では議論できないものになってしまいました。非常に残念に思います。市民、議会に対する誠実紳士な態度とは程遠いのではないかなと言わざるを得ません。これで、定例議会として議論できるのは3か月後、また3か月延ばしされたこととなります。市民はもううんざりしているのではないのでしょうか。11月に当初のお約束どおり11月に示されていれば、12月議会で議論できたものが、6月議会になり、当初の市長の表明より、議会で議論できるのが6か月先延ばしされたこととなります。お伺いしますが、解体後のHKRの提案内容に対する検討や調査等は、視察の旅費以外、新年度予算には計上されていないというふうに理解しました。そうすると、さらに1年間は予算計上を伴う、解体以外のハード面での大きな進展はないという理解をいたしますが、それではよろしいですか。

西平市長

現状、解体だけの予定となっているところでございます。以上です。

白石純一委員

このHKR社の成果報告書はまだ完成していないということですので、市長も見ておられないという理解でいいのでしょうか。

西平市長

この報告書につきましては、今、回覧を回している状況で、最後の調整を行っているというところでございます。私も目にはしております。

白石純一委員

最後の言葉が、市長の私もの後が聞き取れなかったです。

西平市長

私も目にしております。

白石純一委員

それは最終版ではないんですか。

西平市長

今、最後の段階ですね、各課に回しているところでございます。その中で、若干文言の修正、あるいは少し継ぎ足しとか出てくるようであれば、そこを修正した中で、最終版となりますので、大まかな流れについては方向性は決まっているものと理解をしているものでございます。

白石純一委員

そういう状況であればですね、急げばですね、この議会中にも十分御開示いただけるものと私は理解したんですが、残念です。その大まかな、今市長がおっしゃいました、大まかな内容が出来て、それを市長が拝見、御覧になられたのはいつ頃ですか。

西平市長

いつ頃と言うとちょっと記憶が定かではございませんが、2月の半ばくらいに大筋の案があがってきた中で、各これまで開発事業者の状況などですね、こういったものとの掲載がありますので、その内容確認を相手方に今、取ってるということで、調整作業に一定の期間を有してるというところでございます。

白石純一委員

2月の半ばということ、3月に入ってからではないということですか。

西平市長

はい、中身についてはそういうことになりますが、またそのほか追加する部分等々出てきておりましたので、そこについては最終的にはまだ決定に至っていないというところでございます。

白石純一委員

大まかにそれを見られるということは、ほぼ内容は、方向性は固まっているものと思いますので、この3月議会それからひと月以上経ってるわけですから、そこで示されないというのはあまりにも何か私は、恣意的なものを感じざるを得ません。HKR社との連携協定は、さらに1年間延長されました。その協定の延長を決められたのは、2月の20日の時点で我々議会には報告されました。ということは、その大まかな案を、2月の中旬に見て、2月20日にはHKR社との連携協定を1年間延長するという答えを出されたわけですが、それは内容がよかったからなんですか。それとも内容が芳しくなかったから、もう1年延ばすと、いずれでしょうか。

小園財政課長

白石議員にお答えいたします。HKRからは、これまで国内の観光開発の先進事例を、複数紹介いただき、その開発事業者とも直接意見交換できる機会を確保いただいたところでございます。意見交換の場では、開発事業者の視点から、九州における開発の考え方についても貴重な話を伺ったところでございます。協定に関しましては、その知見やノウハウを生かしつつ、市と一緒に、市の将来にわたる地域活性化に資する取り組みを引き続き進めていきたいということでございまして今回、協定の更新をしたいと考えたところでございます。以上でございます。

白石純一委員

現在の案ですね、見られて市長の御感想はどのようなものをお持ちですか。

西平市長

現在の私のお話ということでございますけども、現段階におきまして、この宿泊施設の誘致、整備の可能性については、国内の開発事例を参考に、様々な観光資源の状況との分析も行っているところでございます。その分析結果を踏まえて、旧国民宿舎の跡地及びその周辺における将来の観光開発のイメージについて、市が目指すべき方向性の一つとして、現在掲

載をしております。中身については、3月25日のほうで説明をさせていただきますけれども、この観光開発に携わる事業者としての率直な意見を聞けるものと、私自身は理解をしているところであります。

白石純一委員

観光開発に携わる事業者の率直な意見ということですが、HKR社は国内で観光事業の実績はありますか。

濱崎國治委員長

白石委員、ここは予算委員会というのを念頭において、質問してください。解体に関しても予算が出ていますけど、その予算の枠を外れないように。

[発言する者あり]

白石純一委員

次の質問の前段です。

はい。

小園財政課長

白石議員にお答えいたします。HKR社はですね、国内の大手不動産会社とマンション開発など、共同で行っているような実績もございます。大きな単独での開発ということは、我々のほうは承知していないところでございます。先ほどお話をさせていただきました、開発事業者というのは、HKRからご紹介を受けた開発事業者と意見交換をしたということでございます。以上でございます。

白石純一委員

当然、解体の後のことが皆さん気になるわけで、そのHKR社の成果報告というのは、この解体とも密接につながっておりますので、十分予算と関係ある質問だと思っております。

濱崎國治委員長

私は思いません。

白石純一委員

HKR社の提案に、外構、ホテルの外構や展望所を、既存の施設のですね、残すべきなどの提案はないのですか。

小園財政課長

白石議員にお答えいたします。ないところでございます。

白石純一委員

あの展望所はですね、結婚式の後、必ず写真を撮ったり、観光客の方は外の展望台のところですね。大変、阿久根で一番眺めのいい場所だというふうに私は思っておりますが、そのようなことは市としては一切考えられませんでしたか。

[発言する者あり]

解体のことじゃないですか。解体のことですよ。

[発言する者あり]

濱崎國治委員長

静粛に。

白石純一委員

委員長、そこを解体するのかもしれないのかですよ。

濱崎國治委員長

じゃあそれを聞いてください。そこを解体するか、解体、あなたののはずっと的が外れると私は思ったもんですから、白石委員、じゃあもう一回。

白石純一委員

だから、そこは残すという考えは市にはないのですか。

西平市長

既存の施設を解体する方向で、現在考えておりますが、その他の部分をいじるというのは

今は考えてないところがございます。建物を除却するという状況です。

濱崎國治委員長

展望所とはどこのことですか。

白石純一委員

ビヤガーデンとかやってたところです。

濱崎國治委員長

あそこは展望所ですか。中庭でしょ。

白石純一委員

じゃあ中庭です。中庭にも構造物がございますが、それは残すという、今の市長の答弁は残すということではないんですね。

西平市長

既存の建物の除却について、現在議会のほうに提案をしているところがございます。

白石純一委員

質問は、残すということですね、ということです。

西平市長

手を加えないということでもありますので、結果的には残るのではないかと思いますけれども。

白石純一委員

では、その中庭、眺めのいい中庭を生かしてですね、例えば駐車場を整備するなどして、市民あるいは観光客に開放、建物を解体した後にも供せられるという理解でいいのでしょうか。

西平市長

現在、議会のほうに提案しております案については、解体の費用でございます。除却して、あそこから建物は一切なくなるということでございますが、既存の今の地面の部分については、いじらないことで考えております。ただ、ここをそのままどういう活用策が出てくるかわかりませんが、その間において、あそこを荒らした状態にしておくというのは、私もそれはちょっと残念でありますし、おっしゃるように展望もいいところでございますので、そこに市民の方々が集えるような状況であれば、例えば木を切るとか、見晴らしを良くする、手を加える、花を植える、そういったことについては、考えていってもいいのかなと思っています。

[発言する者あり]

濱崎國治委員長

竹原委員、静かにしてください。

白石純一委員

中庭にも構造物が建っておりますので、私は十分建物の一部だと考えます。そうしたところはしっかりと見極めてですね、本当に阿久根の市民のため、観光客のためになるものは資源は有効に使うという観点から、解体の計画を立てていただきたいと思います。

次の質問です。71ページ、3款2項4目児童館費、12節ですね。それと、12節の委託料及び13節の賃借料。これは第1学童クラブ、第2学童クラブ、第1は小学校の前にある児童館、第2はNTTさんの中に入っている児童館ですが、この子供たちが使っているお手洗いについて、洋式化はされているのでしょうか。

西平市長

お答えいたします。3款2項4目児童館費12節委託料の放課後児童健全育成事業に係る阿久根学童クラブ及び第2阿久根学童クラブのトイレの状況ということでのお尋ねであります。まず、阿久根学童クラブのトイレについては、1階及び2階の2か所に設置がされております。1階については、男女共用で、小便器が3基、和式便器が2基。2階については、男子女子がそれぞれ設置し、男子用は小便器2基、和式便器1基、女子用は和式便器3基が

設置されている状況であります。また、第2学童クラブにつきましては、男子用、女子用それぞれ洋式便器が1基ずつ設置をされております。以上です。

白石純一委員

第1学童と言うんですか、阿久根小の前の学童クラブですね、こちらは全て和式というふうに理解しましたが、今学校でも和式トイレの洋式化が進んで、徐々にですが、遅々として進んでおりますが、この学童クラブは全く和式、洋式がないと。今、多分子供たちの自宅も洋式のほうが多いんじゃないでしょうか。全て和式をなくすということではないですが、その辺りも配慮すべきではないでしょうか。いかがですか。

川畑福祉課長

トイレの洋式化ということでございますけれども、先の委員会の中で、耐震診断、阿久根学童クラブにつきましては、耐震診断調査をするということで、報告をしたところでありますけれども、耐震診断の結果、もし阿久根学童クラブの改修等、必要な状況も出てくると思われますので、そこら辺の結果を見ながら必要に応じて洋式化のほうを進めていくというふうに考えております。

白石純一委員

第1学童についてはゼロ%の洋式化率ということでしたよね。先日も申し上げましたが、市長、副市長、教育長、課長の皆さんに4年ほど前ですが、伺ったところ洋式が100%でございました。やはり市民、市中の状況をよく御覧になられて、特に子供たちが犠牲にならないようにですね、その辺りはしっかりとケアしていただきたいと思いますが、最後に市長の御見解をいただけますか。

西平市長

トイレについての見解ということでございますけれども、今般洋式化が進んでいる現状を踏まえますと、これはどういう要件かといえば、観光客も増加しているということも一つあると思っております。なかなか慣れない和式で戸惑う方々も多いと、そしてまた、おっしゃるようにライフスタイルの変化に伴いまして、子供たちが和式便所に慣れてないという現状もあるやに聞いてます。また、体力の低下も少しあるようではありますが、いわゆる和式にかがむという行為が出来ない子も増えてると、いうふうに報告は聞いているところでございます。そういったことから、保育園施設等においては、あえて和式を作るという状況もあると、教育のためにですね、作るということも聞いておりますが、そういった状況も踏まえながら、子供たちが使うトイレでありますので、気持ちよく使ってもらえるように、こういった整備についてはしっかりと行っていきたいと思っております。

白石純一委員

以上です。

濱崎國治委員長

白石純一委員の質疑が終わりました。
ここで暫時休憩いたします。

(休憩 14:02～14:12)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、山田勝委員から、・2款1項8目、出会謝金について、青果市場の活用検討委員会の出会謝金について。・3款1項3目、食の自立支援事業について、日曜日等の配食停止について。・6款1項3目、強い農業づくり交付金事業に関して、事業の内容及び食肉流通センターの配当及び増資について、順次質疑をお願いいたします。

山田勝委員

それでは、お願いしておきました3点について質問いたします。本日は総括質疑で、前後

非常にレベルの高い話がされるようですが、私は素朴な質問をさせていただきますので、市長、明快なお答えをしてください。お願いします。

まず、44ページ、2款1項8目企画費、7節報償費、出会謝金についてですが、今回の農政課の予算に、青果市場の解体のための予算が提案されて説明を受けましたが、しかしながら、青果市場については、今年もやはり県から、検討するために今年も阿久根市が借用するというので申請をしておりますという説明を受けているのですが、しかしながら、予算の中で説明もなかったし、そしてまた具体的な名前も何もないわけですから心配をしているわけですが、報償費の中の出会謝金についての中に青果市場の活用検討委員会の出会謝金もあるのかなのか、今後どうなるのかを心配でございますのでお尋ねをいたします。

西平市長

山田委員にお答えをいたします。2款1項8目企画費7節報償費の出会謝金についてであります。青果市場跡地活用検討委員会におきましては、令和元年度において協議検討され、先月報告書を提出していただいたところであります。令和2年度においては、この検討委員会については開催を予定しておりませんので、この予算にはその経費を含んではおりません。青果市場跡地等の活用につきましては、委員の一般質問でもお答えいたしました。活用検討委員会の報告書での、現在の施設について解体はやむを得ないとされていること。そしてまた、この場所が地域活性化を実施する面的整備として、その有効な活用が図られることを望むとされたところでもあります。市ではこのことを受けまして、現在の施設を取り壊すこととして、令和2年度当初予算に必要な経費を措置するとともに、現在、所有者であります県に対しまして、同跡地の占用を継続するための手続を進めておるところであります。これまで申し上げてきましたが、この跡地等につきましては、検討委員会の報告書にもありますように、周辺施設と一体となった面的な整備により有効な活用を図っていくことが望ましいと、このように考えているところでございます。一方、報告書のほうでは、サンセット牛之浜景勝地の新たな道の駅整備の取組の見通しも踏まえ、しばらく状況を見てはどの考えも示されております。このことから、令和2年度においては、多くの予算を用いて具体的な活用を検討するという形ではなく、庁内関係課において、特に漁協などといった関係者との協議を通じた課題の整理であったり、新たな道の駅の整備の取組状況も踏まえた、相互に補完、連携できるような活用方法について研究するとともに所有者である県とも協議をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

山田勝委員

予算はないということで、これ以上の質問はできないのかなという気もするんですが、しかしながら、私の一般質問の中でも心配しているようにですね、このまま置いたら阿久根は置いてけぼりにされるからですね、市長、これだけは、また6月もありますので一つ大きく受け止めてですね、構えてください。お願いします。

第2点については、65ページ、3款1項3目老人福祉費12節委託料、食の自立支援事業に関して、日曜日等の配食停止についてですが、4番議員の質問の中で、何で日曜日停止することになったかという理由も十分、分かっておりますし、私も説明を受けております。ですから、日曜日に停止するのは、もうやむを得ないとは思っていますよ。しかしながら、日曜日に停止する代わりに市内の飲食店の協力を得てですね、配達してくれるところがないかということで、何か所か当たってお願いをしてあると思いますよ。私がお願いしたいのは、その中で配食する費用、運送料については阿久根市が見てほしいなど。そうすればね、市長、老人の方々の負担も少なくなるし、配送するほうとしても非常に気軽に配送できる、値段の請求ができる、こういうことになるんですが、これだけはね、市長、そういう阿久根の事業の進め方において廃止しないといけなくなったわけですからね、なるべく老人の負担を少なくするような形でね、この配送料を阿久根市が出す。そして出した後はちゃんと報告を受けるわけですから、安否確認も確実にするし、そこまでしてくれないと市長、優しい政治じゃないという気がするんですが、いかがなものでしょうか。

西平市長

お答えいたします。

先ほどの質問の中でもありましたとおり、この日曜日の配食を今回やめるということについては、これまでの経緯等踏まえて説明を申し上げたところでございます。委員のほうからありますのは、今回、この日曜日、どうしても配食ができないという方々に対して、市内のお弁当を配達している業者の方々に情報提供する中で、その活用をお願いしたいというところを考えているところでございます。そこでの配達に対する費用を市で持つべきでないかというようなことでもございました。現在、この訪問給食事業につきましては、大変利用者数も増えてきているという状況もでございます。そこを踏まえまして、配達される方々、事業者のほうの間で、こういったニーズがあるかというのをまだ我々も把握していないというところがありますので、その状況を踏まえた中で考えていくべきものと思っております。なるべく日曜日の、配達がないという日には、ケアマネージャーの方々とも相談しながら、利用されている方々に行き届くようなサービスとしては考えていきたいというのも十分思っているところではございますけれども、先ほど申し上げました安全性上の問題であったりとか、雇用の関係で、なかなか確保ができづらいという現場の声があるというところも踏まえた中で対応ということでございますので、そこについては、今後のいろんな意見を聞きながら考えていきたいというところであります。

山田勝委員

あのね市長、課長もそういう話をしますよ。それは分かります、分からんことはないんですよ。でも、例えば市内の弁当を配達、配達しているところじゃないんですよ、そういうお願いをされればかわいそうだから、何とかしてやらないかんねと思って手を挙げているところもあると思いますよ。だから、そういう方々が弁当プラス配達料まで相手に請求するというのは、非常に相手が負担が多くなるから、今まであなた方が配送していたときの配達料はですね、配達料は見てやったらどうですか。そのほうが一番円滑にいきますよという、こんな単純なのをね、難しく難しく理屈をこねてね、せんせんって言うのはね、もう信じられない。経過措置じゃないですか。そういうのもできないなんて、これが公務員の発想なんだよな。優しくない。私はね市長、あんたは、あんたがトップですよ。あんたはそんな非情な男じゃないよ。優しい男ですよ。あの男は人間がよかやね、にこにこ、にこにこしてて。だからその優しさをあなたが出せばいい話であって、配達料を阿久根市が出してくださいよって。阿久根市の責任でできなくなったわけだから。せめて配達料は私たちが出すから、弁当を作って配達してくださいって、それぐらいの常識的な理屈がね、分からん市長じゃないと思うけどな。市長、それでもまだ課長の言うとおりにしますか。

西平市長

にこにこしているから人がいいというのは、ちょっとどうかと思いますけれども。誤解があるようだったら本当に申し訳ございません。

お話のですね、この配達に関わる部分。本来は、以前は日曜日の配達はなかったというふうに記憶をしております。前回の平成21年度（訂正あり）以降だったと思いますが、そこで日曜日の配達もやろうということで、事業の拡充を図った措置でございました。今回5年間やった中で、プロポーザル委員会の中でも在り方について検討をして、そしてまた声も聞きながら取り組んできたところでございます。ただやはり、この日曜日に配達を望む声がおそらくあるだろうというのは重々承知をいたすところでございます。同時にですね、配達する容器について安全性を求める声というのもそれ以上にあるというふうに思っております。そこを踏まえた中でどういったことができるか、これは利用者の皆様方の声を聞きながら進めていくべき案件と思っております。今お尋ねの、配送に伴う費用については、おっしゃるように負担が伴うものでございますので、しばらくこれについては預からしていただいて、検討させていただきたいと思っております。

山田勝委員

ぜひ検討してね、その配送料だけは市がもってやらないとね、大変ですよ市長。これをね、市長が課長が言うごととすつとやれば終わり。私はもう、冷たい男だと言います。いや、これぐらいのね、結論を出せなくてどうします、これぐらいのことをば。今ままで配達して日曜日もですね、5年間配達しとったですよ。だから、今回こういうことになりました、皆さん協力してくださいって言って、ぐらしかで仕方なかなって言って取り組んでいるんですよ、何人かの人たちというのは。だからそういう方々に弁当代プラス配送代まで、幾らでも相手に請求していいですよって、そんな冷たい政治はないですよ。だからぜひ市長、これだけは検討してね、本当にあなたの優しさを見せてください。よろしくお願いします。いかがですか、最後の答弁です。

西平市長

この配達できるお店に関しましては、チラシのほうでもお知らせをさせていただいている状況でございますが、この集落であったり戸数、それと価格などというのはお店によって異なる状況があると思っております。ですので、その実態をちょっと踏まえてですね、一概にどこに幾らということは、なかなか今申し上げにくいので、どういう状況にあるのか、そこをちょっと調査した上で考えていきたいと思っております。

山田勝委員

課長の説明ではね、1食について、食事は幾ら配達が幾らということでしたということですよ。だから1食について、その値段は利用者に利用していただくことでいいじゃないですか、そういう事情であれば。でも、配達料は私たちが今までどおり出させていただきますって言うこととですね、それはもうすごい差ですよ。だから課長の皆さんはいつちよん困らんで、困らない。公務員は困らないから平気でそんなことをする。でもあなたは市長、優しくて心のある人だから、あなたの結論ですよって言うんですよ。

西平市長

この配達戸数がやはり問題になってくるのではないかと考えております。おっしゃるように、予算の積算の状況ではそういうふうに費用を分けて計算しておりますけれども、おおむね、これまでの日曜日の配食希望者というのが大体70食ぐらいと聞いております。そう考えますと、そこが大きく数が増えているようであれば十分そこでも賄うでしょうし、そうじゃない状況においては個別の店によっても状況は違うであろうと考えております。ですので、今ここで具体的な答弁ができないというのはそういうことでありまして、状況をしっかり調査した上で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

〔発言する者あり〕

答弁を間違っておりました。日曜日の配食でございましたが、21年度まででございました。申し訳ございません。27年度ではなく。

山田勝委員

その21年度までであっても27年度までであってもですね、今までずっとしてきたことですよ、市長。今までずっとしてきたことを業者が撤退したということはですよ、阿久根市の失敗なんですよ。あなたがたの失敗の結果、それが住民にしわ寄せがいくわけですから。それを最低でも緩和するために、せめて送料は私たちが持ちますから、何とか協力できませんかというのが交渉の王道ですよ。それはあなたの言われるとおり、いろいろたくさんあるかもしれないですよ。でも今まで金を出しとったことですからね。全体としてそんな増えることはないんですよ、増えることないですよ、絶対。何でかって言ったら、弁当だからとるけれども、そんならどっかに頼むから嫌だという人もたくさんあるわけですからね。ですからそういうことは気にせんでいい。ただ、あなたの優しい、その面を見せてほしいというだけの話ですよ。

西平市長

私の個人の一存でどうこうということをおっしゃいますけれども、こういったものは事業として執行する以上、やはり現状をしっかりと確認しないといけないと思っております。その

中で、しっかりとできることを確認してお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

山田勝委員

あのね、個人の意見じゃない。市長、市民はあなたを選んでいる、あなた個人を選んでいるんですから。市役所全体を選んでいるわけじゃないですよ。あなたが、私がこうしたいって言えばそれでいいんです。あなたがこうしたいと言えばですね、ガードの堅い課長もですね、仕方ないですよ、そうしますよ。

濱崎國治委員長

山田委員、もうその辺でどうですか。

山田勝委員

そういうことですので、私は期待をしております。優しい政治をしてください。市民に優しい、心の通った政治をしてください。お願いします。

濱崎國治委員長

次をお願いします。

山田勝委員

委員長、気持ちが分かりますか、私の。

濱崎國治委員長

十分、分かりましたので、もうその辺でどうですかと言ったのです。

山田勝委員

次に、84ページ6款1項3目農業振興費、18節負担金及び交付金について。食肉流通センターに対する今回の予算措置について、まずですね、食肉流通センターから資料をいただきましたが、資料の説明をしてください。

園田農政課長

事業の内容について御説明いたします。お示ししました資料に従って説明をさせていただきます。この工事は、先ほど白石委員からもございましたが、第1期工事が令和2年4月から令和3年3月までであり、事業金額は9億9,390万円。そして、第2期工事が令和3年4月から令和4年3月までであり、事業金額は8億9,820万円。2年間の事業計画となっております。事業費総額といたしましては、税別で18億9,200万円になります。令和2年度の第1期工事では、家畜係留所や冷凍庫など拡張工事を実施する計画でありまして、事業金額のうち3分の1の3億3,130万円を補助することとなっております。また、翌令和3年度では、各種設備導入を中心とした整備計画となっております。令和2年度同様に事業金額の3分の1を補助する計画となっております。事業実施の予定地としましては、既存のビーフセンターがございますが、その周辺地でありまして、隣接する阿久根食肉衛生検査所や民間自動車工場等を既に取得した状況でございます。今回の事業実施によりまして、金融機関からの多額な融資など費用負担が大きいところであり、同社からもこちらについての理解を求められているところです。概要としてそのような工事になります。以上です。

山田勝委員

食肉流通センターについて、まず課長、ちょっとお尋ねしますが、食肉流通センターについては、阿久根市の固定資産額は幾らぐらいなんですか。阿久根市が固定資産を徴収しているんですかね、していないんですかね。

西平市長

お答えいたします。税務課という立場では個人的な情報にも関わるということから、現在、阿久根食肉流通センターのほうでされております経営計画書、これに基づく数値の上でお答えしたいと思っております。そちらによりまして、支出内訳書の中に固定資産税、諸税等という項目がございます。これは固定資産税のみならず、その他少しのほかの税も入っておりますが、その金額で申し上げますと、令和2年、2020年度の資金繰計画表の中におきます固定資産税等の額につきましては2,568万円、こちらのほうが予定をされているということ

ろであります。

山田勝委員

ということは、第三セクターだとしても阿久根市の減免措置はないんですね。

西平市長

現状で減免をしているかどうかというのは私もちょっと把握しておりませんが、現在としてはそれぐらいの金額の固定資産税がかかっているというところでございます。

山田勝委員

私が何でこういふかと言いますと、ちょうど私と濱之上議員が2人おるんですが、阿久根の食肉処理場がですね、衛生基準が上がったということで規模拡大をせないかんということになって、第三セクターでやろうということで阿久根市、JA、そしてスターゼン及びスターゼンミートグループで株を持って会社をつくったわけですね。そのときに、議会でも相当議論がありましたよ。一番議論があったのがですね、赤字になったときに必ず第三セクターは阿久根市に、行政に負担をせえって言うてくるんだが、それについてはスターゼンに念を押さないかんどってというのがですね、非常に厳しい議会全体の意見でしたよ。それで、私とあと1人の議員と一緒にですね、委員長、副委員長、東京のスターゼンミートグループに寄って、当時の社長、関係者とかかなりのディスカッションをやって、それだけは絶対大丈夫ですと。九州中に生産拠点をつくって、ここに運ぶんだということで、おそらく豚及び牛については、スターゼンの一番大きな会社だと思いますよ。だからそういう中で私は、第三セクターの一番成功した例だと思っています。ですから、そういう中で、一番、阿久根市の財産なんだよと。阿久根市にある阿久根市が大株主の財産だと。もちろん阿久根市が拒否権があることは市長もお分かりですよ。拒否権があること、せんどって言えばできない事業ですからね。だから、そういう工場であるんだけど、私が気になっているのはここ近年、食肉流通センターからの株式配当がないので、これはどうしてこうなんですかという気持ちもあるんですが、その付近は市長、取締役会等でどういう理由なのか、お尋ねをしたいと思います。

西平市長

私も就任しましておおむね9年経過しました。この間、スターゼンの現在の社長、それと現在の専務の方にもお話を伺う機会が多々ございました。特にスターゼンの本社の専務は、当時この食肉流通センターの誘致に関しまして、事務局として一番奔走された方でした。そういった状況を踏まえて、当時からの約束事として食肉流通センターを決して赤字にはしないと。そしてまた、それに伴う市からの負担は決して求めるわけにはいかないという暗黙の了解のもと、食肉流通センターは必ず利益を出すという方向でこれまで調整が図られてきているものと思っております。その際にどういった取り扱いをしてきたかと言いますと、スターゼンミートプロセッサ、いわゆる加工を主体にする会社のほうがその分を裏の形で負担してきているのが今の経営の状況でございます。

若干、ざっくりお話を申し上げますと、この間、阿久根食肉流通センターについては、2017年度の経常利益が1億500万ほど。それと2018年度で1億2,400万ほど。2019年度、今年度でございますけれども、1億5,400万程度となっております。しかしながら、その分の阿久根工場における、いわゆる手数料も含めた支払いの状況で言いますと、これについては、それを超えるマイナスが出ているという状況であります。つまり、この食肉流通センターをしっかり稼働させるためには、現在のSMPの阿久根工場の稼働は必要不可欠でございますが、ここが結果的に全体としての部分を賄っているという現状もあるということをお理解いただきたいと思います。

そうした中で、なぜじゃあこういう状況になっているかということをお申し上げますと、仕入れにおきましては国産牛、こちらのほうが相場高で仕入れ高とはなっているんですが、販売については需要の減で適正な利益が確保できないという状況がございます。また、生産技術の向上によって、昔は、いわゆる上位級、サシが入っている牛というのは発生率が極めて

低い状況だったのですが、今般この技術が上がっていることで非常に極めて高い状況で出てきております。しかしながら、この、いわゆる上級等級と言われる肉は、限られた購入層が食すと。いわゆる高級肉店であったりとか、あるいは家庭で買われる方も相当数が少ないということで、かなりミスマッチになっている現状がございます。あとは、繁殖農家の減少で素牛価格の高騰、肥育農家がいい牛を出荷しないと採算がとれない、こういったことも出てきているのが仕入れの状況です。それに対しまして販売につきましては、消費者が輸入牛に対する抵抗が現在少なくなってきたということから、輸入牛の消費は拡大をしているという状況であります。輸入肉の関税が下がり販売しやすい環境にあること、とういうことは、全体の買いが変わらないことで国産は大変苦戦をしていると。それと、国産牛も手頃な価格帯の要望が市場としては高いと。それとあともう一つがですね、牛皮であります。牛皮は海外需要が減少してきており、昨年で比べても4割近くまで価格が下落している。こういったことから販売についても様々な要因で苦勞している。あと国産豚の話をしてみますと、国産豚は牛肉ほど悪化はしていないのですが、販売環境については牛肉同様、大変厳しいものがあると。これは輸入による圧迫が結構あるということでもあります。あとは副産物、豚の皮、内臓等をはじめ価格が大幅に下落しておるので収益悪化の大きな要因となってきているところ

です。また、この食肉流通センターの構造で申し上げますと、牛と豚を解体いたしますが、ざっくり申し上げますと、牛は解体すればするほど赤字です。それをどうやって補うかと言うと、豚を数多く解体することで何とか黒字を引き出そうとしているのが、この経営の大体ざっくりした中身になっております。そういったことで、大変厳しい状況にあるという現状がございます。とはいえ、スターゼンの中においてスターゼンミートプロセッサー阿久根工場は、西日本の中でもフラッグシップと呼ばれるくらいどこに出してもおかしくない。そしてまた国から要請があればいつでも査察を受け入れられる、そういう状況の向上というのはなかなかないということで、ここに力を入れていることがスターゼン全体としてのプラスになるという要素から、現在スターゼンにおいても、先ほど申し上げました2年間で19億の投資をしながらも拡大していくという方針を打ち出しているところでございます。

そういう状況を踏まえたときに、現在、市としてこの食肉流通センターから毎年500万ほどの、多い時には1千万近くいただきましたけれども、株式による配当金をいただくことが、果たして今、適正かどうかということを探ねられたところでございます。なお、要望書という形で、現在、食肉流通センターのほうにはスターゼンミートプロセッサーから使用料の手数料の減額を求める要望書も出てきております。ただこれは、減額をしたところでSMPのマイナスはもちろん減りますけれども、食肉流通センターの経常利益は、おおむね6千万近くを確保するという状況での手数料の値下げという要望が出されております。これを総合的に考えますと、今スターゼン全体として、この阿久根工場に力を入れる必要は十分あると考えていると。そしてまた、国際的なものを考えたときに、この工場をフラッグシップとして使っていくことは変わらない事実であると。そしてこれを拡張することで従業員がおおむね20人ぐらい増えるという予測が出ておりますけれども、従業員の確保、働き場所の確保にもつながると。そういったことから、今般、阿久根市としてこの500万という配当金を受け取り続けるということが、果たして全体としての流れの中でどうかということ踏まえたときに、現状、正直資金繰りが決して潤沢とは言えない状況でありますので、そのことについては市として当面の間、阿久根市食肉流通センターとスターゼン阿久根工場の全体を考えたときに、配当金がないことについては了解をするということで、私としては判断をしたところでございました。以上であります。

山田勝委員

私はね、配当金がないという理由がはっきりすればね、別にそれを何でないかってやかましく言いませんよ。ただ、こんな理由で実は配当金が今ないんですよという話は十分できますよ。ただですね、市長、食肉流通センターの経営そのものは、もちろんスターゼン本社が

牛を集め、あるいは豚を集めて、そこで屠殺しないと手数料は入らないわけですからね。それは分かっているんですが、こちらが赤字だからこちらをまけてくださいというのもあんまりしたこっじゃねと思うんですよ、実を言ったら。だから、市長が取締役会に役員として出られてですよ、そういう実態を分かれば、それはそういう実態ですのでやむを得ないですと言えば、それはそれでいいですよ。でも、市長、寄附金か何か、どっかで1千万か、もらったという話をされたんじゃないかと、さっき流れの中で。なかったですかね、そのくだけは。

西平市長

株式の配当の話ですね。これについて言いますと、平成25年がおおむね1千万、平成26、27がおおむね500万、平成28年度がおおむね1千万、平成29年がおおむね500万ということで、1千万だったり500万だったりという年がございます。これはその年の経常の状況で配当金が変わってきたというところであります。

山田勝委員

もう経営は生き物ですからね、やむを得ないですよ。そういうことで、ただ、阿久根市にあるということですね、やはりすごい雇用を生んでいるわけじゃないですか。参考までにお尋ねしますが、今スターゼンミートグループの従業員は何人ですか、確認しておりませんか。

園田農政課長

スターゼンミートグループの従業員の数ということでございますが、全体で365名となっております。また、流通センターへ出向が14名ということであり、それも合わせますと379名ということであります。以上です。

山田勝委員

スターゼンが阿久根にあって、食肉流通センターがあってですね、一つの阿久根の大きな核ですからね。ですから私は阿久根市がかなり関わっているのですね、こういうときにはしっかり説明をして、議員も職員も皆さんこの問題を共有しておかないとね、やはりいけないと思うので私はこういう質疑をするのでありますので。今後ともスターゼン及び阿久根市食肉流通センターが発展することを期待して終わります。

西平市長

すみません、この機会ですので、関連するということで補足をさせていただきたいと思っております。今年度、新港の近くで工場の拡張をするということで曳家の事業を予定しておりましたが、今回取りやめとすることにしていただいたことは、皆さん方に説明したところでございます。こういった事情もありまして、現在の土地に力を入れるということでスターゼンとしては方針を決めたところでございました。ただこの第2工場の拡張につきましては、必ず近い将来やるということは思っらっしゃるというふうに話は聞いております。決してこのことを取りやめるということはなく、ここも拡張して、またさらに従業員の雇用の場の拡張にも努めたいということが、スターゼンとしての意思は決まっております。ただ今回においては、先ほど申し上げておりますような、資金繰りが大変厳しいということもあり、このことについては一旦見合わせをするということで話を伺っているというところでございます。

山田勝委員

委員長、もう最後に。

濱崎國治委員長

終わったんじゃないですか。

山田勝委員

終わったと思ったんですが、市長の言葉に呼応して一言。

農政課長、牛を飼う人、豚を飼う人をね、飼育農家を増やして阿久根の畜産を活発にしてください。以上です。

濱崎國治委員長

次に、竹原信一委員の質疑をお願いします。

6款2項2目、有害鳥獣捕獲謝金に関して、市の権限と責任の所在。

7款1項3目、寺島宗則旧家管理運営業務に関して、成果と今後の展開を市民、寄附者に説明すべきということで、順次質疑をお願いします。ただ、予算委員会というのを念頭に置きながら、ぜひお願いいたします。

竹原信一委員

ちょっと一番最初のやつが抜けとった気がしますけれども。

まちづくりビジョンを作られ、そして人口ビジョン、それから総合戦略を提出されました。この戦略というようなものはですね、まず目的を確認し、それから目標を設定合意され、そして手段を決定して年々やっていくというやり方をするわけですね。この総合戦略に今年の予算、それが反映されていなければいけません。

濱崎國治委員長

竹原委員、あなたに失礼しました。款項目を振っていなかったものですから、最初の予算総額と総合計画との関係についてということですね。漏らしておりましたので、今その質疑だと思しますので、お願いします。

竹原信一委員

はい。それでですね、この総合戦略の中に人口目標を書かれておまして、20年後に1万559人、25年後に1万2553人、40年後には1万800人と。この割り方もちょっと変だとは思いますが、今年はこの予算を使って事業をいろいろして、今年目標はどうするんだということが見えないんですよ。市役所の中で、少なくとも5年後のやつは皆さんで共有されていなきやいけないですよ、それも書かれてないし。共有されているのでしょうか。そして今年、1年度終わったときの人口目標はどういうふうに示されているのでしょうか。

濱崎國治委員長

竹原委員、予算総額と総合計画との関係について絞って質問してくださいよ。

西平市長

竹原委員にお答えします。

初めに、予算全体に関する人口目標ということでのお尋ねでございますが、今議会に提案いたしました議案第10号、阿久根市まちづくりビジョンでは、令和42年、2060年の人口目標を1万800人としております。なおこのビジョンの22ページでは、令和2年、2020年から令和42年、2060年までの5年ごとの各年における人口目標値を推計しているところでございます。令和2年は1万9257人としております。22ページでございます。

〔発言する者あり〕

濱崎國治委員長

竹原委員、今答弁しているわけですからちゃんと聞いてください。

西平市長

この目標値は社人研の平成30年の推計値と同様の値であります。人口ビジョンでは今後の社人研の推計を踏まえながら、この数値を起点として5年ごとの目標値を明らかにし、将来の人口目標を設定しているものでございます。そしてビジョンにおきましては、個別の施策においてKPIを設定するとともに、6つの基本目標ごとに数値目標を設けて、これらを達成するための事務事業を実施することとしております。そして毎年度、目標の達成状況について検証を行い、効果的に施策を進めることとしております。また、毎年度の予算につきましては、現下の課題に鑑みて、市民の要望、効果、優先度、負担の程度、財源の確保、こういったことを踏まえながら市民福祉の増進、持続可能な自治体経営を目指して編成を行っております。このようにビジョンにおきましては、今後のまちづくりの方向性を示して具体的な事業については必要な予算の手当てをしながら実施することとしておりますが、人口減少の緩和については即効的に効果が現れるものではなく、中長期的な視点に立ちながら地道

に取り組んでいくことが重要であると思っております。将来人口の目標の達成に向けて積極的に施策を展開していきたいと考えているところでございます。以上です。

竹原信一委員

では2問目に入ります。

有害鳥獣の件ですね。捕獲体制の見直しをするということでもございましたが、水産林務課長は、この有害鳥獣捕獲体制の権限そして責任は阿久根市にあると明言されました。阿久根市長は同様の考え方ですか。

西平市長

6款2項2目林業振興費、7節報償費の有害鳥獣捕獲対策事業に関しまして、有害鳥獣の捕獲体制についての市長の権限ということでもお尋ねではないかと思っております。

これは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に規定されております、鳥獣の捕獲等に関する許可であります。具体的には、イノシシやシカなどの鳥獣を捕獲しようとする者は、環境大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないこととされております。なお本市におきましては県の条例により、この都道府県知事の許可に関して、現在、権限移譲を受けているところであります。許可に関する手続きに関して、本市では阿久根市猟友会及び脇本猟友会から法人捕獲、有害鳥獣捕獲を実施する猟友会員を推薦していただき、北薩地域振興局、阿久根警察署、JAなどで構成されております、有害鳥獣捕獲対策協議会における審査を経た上で、有害鳥獣捕獲に係る許可を決定をしております。なおこの許可に当たっては、捕獲する鳥獣の種類及び生息数、捕獲する区域等を勘案して条件を付すこととされており、本市では実際、有害鳥獣捕獲に関してはイノシシやシカ、タヌキ、アナグマなどを捕獲する鳥獣等の種類とその数量、それと銃器、わななどの捕獲補の方法、それと捕獲する区域、あと捕獲期間、こういったものについて条件を付して許可をしております。また市内の猟友会のほかには、九州電力の関係機関等からハシブトガラス等の有害鳥獣捕獲の申請に対しても許可手続を行っているという状況でございます。以上です。

竹原信一委員

捕獲体制の見直しをする理由を教えてください。

佐潟水産林務課長

捕獲体制の見直しにつきましては、先般、若干触れましたけれども、これまで捕獲協会を通じて捕獲指示書を交付してきているところでありますけれども、今後そういう交付の仕方等をですね、捕獲従事者に直接捕獲指示書を交付するように改めるなど、そういう体制の見直しを図る、という許可の流れをですね、見直しを図るということのつもりです。

竹原信一委員

捕獲体制の見直しをする理由をお伺いいたしました。理由をおっしゃってください。

佐潟水産林務課長

捕獲体制の見直しを図る理由ということについてでありますけれども、今現在、捕獲隊と一般社団法人との間で裁判等が係争中であります。また、先般マスコミ等においてですね、捕獲された方が捕獲した獲物を解体処理施設に持ち込めずに埋設処理しているということで、その捕獲に対する労力が非常に多くなっているということで、そういうところも含みながら、捕獲体制の見直しが必要ではないかと思っております。以上です。

竹原信一委員

すなわち、今の体制の見直し理由というのが、これまでの状況にある。阿久根市の権限の範囲内で行われてきたことが、今、体制の見直しをしなければいけない状況になっているということでしょうか。そのように見えますけれども。権限があったから今の状況があるわけですね、阿久根市が権限がありそれを行なった結果今の状況がある。だからこそ見直しをすることによって改善が図られる可能性がある。そうでしょ。今の状況に責任があるということですか。

佐潟水産林務課長

現在の混乱につきましては、あくまでも団体内部での有害鳥獣捕獲謝金の分配に係る問題であると思っております。捕獲許可関係に起因する問題ではありませんけれども、捕獲許可に関する許可の交付、それから従事者証等の交付について見直しを図る必要があるかというふうに思った次第でございます。以上です。

竹原信一委員

権限に基づいて見直しをすれば改善が図られるという考え方ですか。

濱崎國治委員長

竹原委員、捕獲謝金に関しての質問ということで皆さんは受けているのですが、的をそろそろ絞って謝金に対しての質問にしてください。

佐潟水産林務課長

現状に鑑みて、効果的に捕獲ができるようにしようということでもあります。以上です。

竹原信一委員

そうなんです。最初から阿久根市は権限と責任があった。それを適切に行使していれば今の状況にはならなかった。そしてそれを改善しましょうというのが、今の体制を見直すという考え方ですね。

〔発言する者あり〕

許可によっていろいろなことが変えられるわけです。それを分かっているから体制の見直しができるわけでしょ。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

濱崎國治委員長

静粛にしてください。

竹原信一委員

市長違いますか。もともと市役所のやり方が正しければこんな問題は起きていないというふうに自分で認識したから体制を見直すって言ってんじゃないですか。

西平市長

許可の見直しにつきましては、先ほど水産林務課長が答弁しましたように、より効果的に、そしてまた諸課題について向き合うために行うものでございます。以上であります。

濱崎國治委員長

竹原委員、もう少し謝金に絞り込んでしないと発言を停止しますよ。

竹原信一委員

まあいいです。市長、声小さいよ。だんだん小さくなってる。

次の質問にいきます。

寺島宗則の旧家に関して1億900万円ほどのお金を、それと寄附金も方々に求めました。そして今、ある程度の段階に来ていると思います。建物は一応形がついて、お金は一応寄附金も使ってしまった状態、この段階です。やっぱり寄附してくれた方々に状況を報告し、そして今後の見通しについてお知らせをしなければいけないタイミングではないでしょうか。いかがでしょう。市民の皆さんにも、あそこはどうなってるんだって聞きますけども、皆さんに分かりやすいように数字を出してですね、これをここに幾ら使ったという形で出すべきではないでしょうか、いかがですか。

西平市長

7款1項3目12節、寺島宗則旧家について、平成29年度に企業版ふるさと納税を財源として計画を立て事業に着手をしてものでございますが、なかなか当初の思うようには寄附が集まらずに、平成30年度からは一般のふるさと納税の使い道にこのプロジェクトへの支援をお願いして、財源の確保にも努めてまいりました。その一方で、市民、市外の皆様からも一般寄附という形で御寄附を頂戴し、令和2年2月末時点で寄附金の総額が3,430万円余りとなってきております。御寄附をいただいた方々にはお礼状を送付しており、企業版ふるさと納税の方については税制上の優遇措置として税の控除対象となることから、毎年、旧家の改修

状況の写真を添えて、今後についても御支援くださるよう、お願いの文書を出しております。市民の皆様方に向けましては、広報阿久根の平成30年10月号、令和元年10月号において、旧家の現況写真とともに、経過と今後の予定についてお知らせをしております。また、令和2年3月号、今月号でございますけれども、ここにおいては、寺島宗則記念館が4月からプレオープンすることについてお知らせをしているところであります。委員から資料請求がありまして、これまでの事業費一覧をお示ししておりますが、総額約1億900万円の中には、会議費や旅費、それと消耗品費及び県の補助事業を活用して実施してきた普及啓発事業のガイドブック作成や、ガイドツアーに係る経費も含まれているところであります。なお、令和2年度予算につきましては、寺島宗則記念館の管理委託費、そしてトイレの設計業務の委託費等を計上しておりますが、このほかに、県の魅力ある観光地づくり事業で駐車場が整備される予定でございます。本事業につきましては、財源確保の状況により随時計画の見直しを行っていることから、財源の確保に努めながら整備を進めてまいります、としか説明できないのが大変心苦しいところでありますけれども、できる限り市民の皆様方をはじめ、御寄附いただいた方に御理解いただけるよう、情報提供に努めてまいりたいと考えております。なお、トイレのほうの整備が進んでいきますと、より具体的に方向性が見えてくることから、その際いろんな方向性、そしてまた、お示しできる情報をしっかりと開示していきたいと思っております。以上です。

竹原信一委員

私がこのような質問をするのはですね、お金の使い方、効率性ということを皆さんに再認識していただきたいからなんです。職員はそれぞれの部署、それぞれのときで一生懸命やるでしょう。そしてあったものを大体使い切るように仕事をしてしまう。それで、済んでしまった段階で改めて見てみると、とんでもない無駄なことがあちこちで起こっている。阿久根駅のことでもそうでしたよね。シロアリにやられて2億円もかかる羽目になっちゃったと。最初から見通しを立てないかんのだけでも、でも今の段階で、そのお金の、何に幾ら使いましたというのを再確認していただきたい。そしてその方法の一つとして、皆さんにもそれを見ていただきたい。そういうプロセスを経ていただきたいわけですよ。どうなんだろうって、そして皆さんも自分たちの出したお金がどのように生かされているのかということを知って、市政に対して関心と責任感が出てくるだろうと、私は期待しているわけですよ。

〔発言する者あり〕

ですから、この寺島宗則に使った事業費の中身についてももう少し詳しく表現して、皆さんにお知らせするという作業をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

西平市長

お答えいたします。先ほど申し上げましたけれども、今回、駐車場の整備を県の事業を使って行う予定としております。また、トイレの整備につきましては、先般の一般質問でもお答えしましたとおり、現在設計について依頼をして、財源の確保ができ次第、このことには取り組もうと思っております。今後については、繰り返しになりますが、財源の見通しが立った段階でこういったことについて、事業の全体が見えてきますので、その際にしっかりとお示しをしたいと思っております。以上です。

竹原信一委員

聞いてなかったのかな。市民の皆さんに確認いただくために、そしてお金を出してくださった方に、責任というかな、そういったものを感じていただく方法を取っていただきたい。私は申し上げたわけですが、遅くなるといかんのですよ、こういうのは。忘れたところに出されてもね、興味なくなってる。段階段階で急いでっていうかな、早くやらないと皆さん自身の自覚も醸成されない。もう過去のことになっちゃう。取り組んでいただきたい。よろしくお願ひします。終わります。

濱崎國治委員長

以上で、議案第30号から議案第35号までの質疑を終結いたします。

[発言する者あり]
静粛にお願いします。
終わってから控室で論議してください。
(執行部退室)

濱崎國治委員長

それでは、これから採決に入ります。なお、議案についての賛成、反対の表明については討論の中で行うようお願いします。

○議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

それでは、議案第30号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第30号、令和2年度阿久根市一般会計予算を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま議題となっております、議案第30号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○議案第31号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

それでは、議案第31号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第31号、令和2年度国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって議案第31号は可決すべきものと決しました。

○議案第32号 令和2年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

それでは、議案第32号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第32号、令和2年度交通災害共済特別会計予算を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって議案第32号は可決すべきものと決しました。

○議案第33号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計予算

それでは、議案第33号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第33号、令和2年度介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって議案第33号は可決すべきものと決しました。

○議案第34号 令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

それでは、議案第34号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第34号、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって議案第34号は可決すべきものと決しました。

○議案第35号 令和2年度阿久根市水道事業会計予算

それでは、議案第35号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第35号、令和2年度水道事業会計予算を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって議案第35号は可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会いたします。

(閉会 15時13分)

予算委員会委員長 濱崎 國治